

安全輸送決議

我々バス事業者は、公共交通機関としての自覚と誇りを持って、「総合安全プラン2009」の平成30年の目標である「バス事業に係る交通事故死者数ゼロ」等を目指し、各種交通事故防止対策を強力に展開してきた。その結果、交通事故件数は減少しているものの、バス停・ロータリーでの発進・後退時や、交差点右左折時の歩行者の死亡事故が後を絶たないほか、運転者の健康に起因するとみられる重大事故が発生している。このような事態を踏まえ、バス事業者として、心を新たに真摯な取り組みを継続しなければならない。

我々は、各自の営む事業を再点検し、乗客の安全確保を最優先に取り組むとともに、事業用自動車の運行のプロとして、交通安全の確保のために業界を挙げて次に掲げる事項を徹底することとする。

1. 経営トップから現場まで一丸となった運輸安全マネジメントを推進すること。特に、全ての貸切バス事業者は、平成25年10月から安全管理規程の作成等が義務化されたことを踏まえ、安全マネジメントの徹底を図ること。
2. 運行管理者はその職責の重さを自覚し忠実に職務を遂行することにより、運転者に対し実効ある指導・監督を行うこと。
3. 高速道路等を運行する事業者は、運転者の健康状態の把握及びそれに応じたきめ細かな健康指導、労務管理及び運行管理に努めること。
4. 自社、他社の事故事例の分析等を行い、事故発生時の運転者心理を含めた安全運転教育に取り組むこと。
5. 「飲酒運転防止対策マニュアル」の遵守及びアルコール検知器の確実な使用を徹底し、飲酒運転を根絶すること。
6. 車内事故を防止するため、「ゆとり乗降」の徹底等に真摯に取り組むこと。また、高速道路等における乗客への「シートベルトの着用」を再徹底すること。
7. 確実な点検・整備を励行し、車輪脱落事故や車両火災を防止すること。
8. 大規模災害その他緊急時における乗客の安全な避難誘導訓練等を定期的実施すること。

以上、決議する。

平成26年6月17日